

長浜市市民自治基本条例策定委員会（第2回）会議要点録

日 時：平成20年3月25日（火）午後3時00分～午後5時00分

場 所：長浜市役所本館3階 第1会議室

出席委員：9名

欠席委員：7名

市・事務局等：川崎企画部長

市民協働課 溝川課長、勝木担当課長、酒井副参事、宮川主幹
ファシリテーター（中奥良則 氏）

1．開会（進行：溝川課長）

2．あいさつ（高橋会長）

・地方自治体における自主性、自立性の確保とともに、多様な住民ニーズや社会的課題に対応し、解決していくあらたな仕組みづくりが求められているいま、市民と行政が協働してまちづくりに参画する協働のまちづくりのルールづくりとして、委員の皆さん方とともに昨年より策定委員会として取り組んできており、さらに検討部会としても取組をかさねていただいている。

・本日はこれまでの委員の皆さんの検討内容について、一旦とりまとめをさせていただき、今後の取組に反映していきたい。

3．議事（進行：高橋会長及び溝川課長）

（1）市民自治基本条例の枠組について

別紙資料により、条例枠組案を事務局より説明し、提示

〔以下の質疑、協議がされ、現時点での枠組として提示案が了承された〕

事前に資料として配付されている個別項目の説明はされないのか。

事前に資料としている個別項目については、今回めやすとなる条例体系を決定いただく際に、各委員の中でイメージとして認識していただくためにテキスト、各市町の条例等から抜粋したものである。

基本的に個別項目としてあがっているもの全てが網羅されることが望ましいということか。

スタートの時点では枠組ならびにフルセットの条例として、検討していただき、検討の過程において必要な事項、不要な事項について加筆訂正していただき、あらためて構成についても検討していただくということである。

この条例策定においては、どこが議論するポイントとなるのか。一からつくりあげることとはかなりの労力を必要とし決められた期間で作業が完了するのか、あるいは可

能なのか懸念があることから、効率よく作業するために、全項目の中身にはいっていきまへに、市の現状認識、問題点を明確化しこれにより条例の必要性、方向性、コンセプトを検討したうえで、今後の詳細の策定作業にはいってはどうか。

市らしさをだし、策定に対する考え方を筋の通ったものとするためにも、前段における考え方についての議論を重ねたうえで、これを具現化する作業としての検討としていけばよい。

今後は、まず総則的事項を先立って協議し、方向性、必要性など共通認識をしたうえで各論の検討にグループごとにはいっていくこととする。

(2) 今後の策定作業の取組体制について

ファシリテーターより、検討部会(15 名) を 5 名ずつの 3 つのグループにわけ、前段の協議を踏まえ、平成 20 年度初期においては、総則的事項の検討を全体で行い、その後、3 つのグループワークにより個別事項を検討したうえで、全体協議により策定作業をすすめていく旨の説明

〔異議なく了承を得た〕

(3) その他

委員、事務局より特に質疑なし

ファシリテーター、事務局より連絡報告事項

- ・ 次回策定委員会は、4 月 22 日(火) 午後 2 時より開催
- ・ 5 月中旬に先進地市町訪問予定(後日日程等調整)